

令和2年4月10日

保護者様

認定こども園 東粉浜幼稚園

保育料その他納付金の口座振替のお知らせ

4月分保育料その他納付金を**4月20日(月)**に指定口座から振替させていただきますので、お知らせ致します。

※振替日に振替出来なかった場合は、お知らせのプリントで通知しますので、お近くのゆうちょ銀行にて納付して下さい。

※その場合の振り込み時の振り込み手数料は各自負担でお願いします。

●口座振替内容は下記の通りです。金額については、園まで問い合わせ下さい。

〈4月分〉

PTA 会費	4月分(※700円に金額変更です)
用品代	3月1日～3月31日購入分
給食代(※休業中)	※1号認定該当者のみ(3月1日～3月31日)
給食代(※維持費)	※維持費として各歳児の半額です(4月分)
時間外保育代	11回綴り 3月1日～3月31日購入分
	1日預かり "
	早朝預かり "
	延長預かり "

【1・2号認定の方】

〈給食代について〉

・4月分の給食代については、臨時休園中の場合でも維持費がかかる為、全園児4月分給食代を1号認定給食代(※歳児により異なります)の半額分を徴収させていただきます。

満3・3歳児 2,077円(※小数点切り上げ)

4・5歳児 2,295円

※副食費が免除対象の方の徴収はありません。ただし新入園児の中で、副食費免除の方の通達がまだなので、新入園児に関しては、全員徴収し、副食費免除の方の差額分は後日返金致します。

〈1号認定、春期休業中3月25日～3月31日の給食代について〉

・春期休業中(3月25日～3月31日)に時間外保育を利用された場合、食数分の給食代が別途徴収となります。(※前年度の学年での徴収となります)

満3・3歳児 1食 330円です

4・5歳児 1食 340円

※裏面3号認定について

【令和元年度・令和2年度 3号認定の方】

〈利用者負担額の軽減について〉

大阪市役所から、臨時休園中(3月2日以降)に登所していない場合は、その日数の保育料を軽減すると通達がありました。この期間の保育料については、一旦通常通りの額で保護者の皆様からお支払いしていただきます。軽減額や還付方法等は、詳細が確定したら改めてお知らせしますとの事です。

大阪市役所からの通達があり次第、お知らせ致します。

●令和元年度3号認定の方

令和2年3月分保育料は既に納入済みです。

※軽減額や還付方法等は、詳細が確定したら改めてお知らせします。

●令和2年度3号認定の方

4月分保育料決定額を引き落としさせていただきます。

※給食代は保育料に含まれています。

※軽減額や還付方法等は、詳細が確定したら改めてお知らせします。